

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
60	予防接種の実施等に関する事務 全項目評価書(システム標準化移行後)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年1月20日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

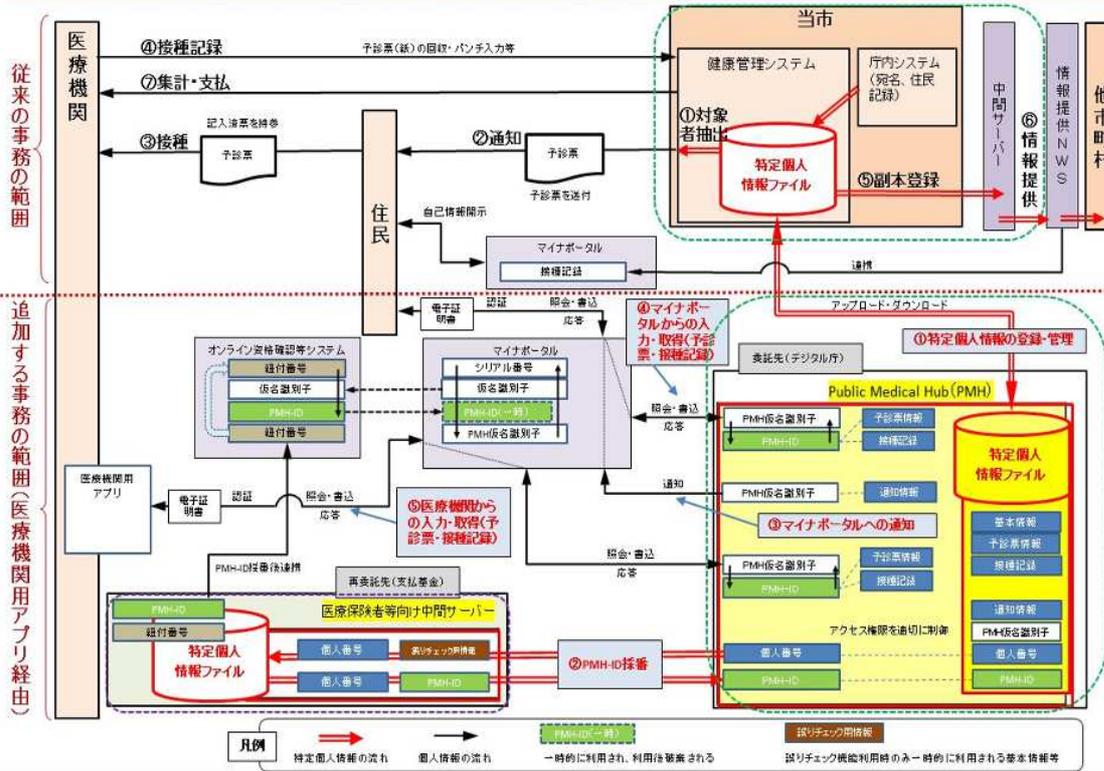
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（他のシステムとの接続なし）
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（他のシステムとの接続なし）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	Public Medical Hub（PMH）
②システムの機能	<p>①雛形の登録 予診票項目、通知文言等のひな形をPublic Medical Hub(PMH)へ登録する。</p> <p>②情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 本市区町村で管理している個人番号、対象者情報、予診票情報及び接種記録をPublic Medical Hub(PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH-IDを自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。</p> <p>③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub(PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub(PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 予防接種の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付くPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub(PMH)は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐付く接種記録・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして予診票の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub(PMH)はPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐付く予診票情報を登録する。</p> <p>④情報連携機能(医療機関用アプリ) ・識別子の格納機能 医療機関用アプリはマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続する。医療機関用アプリからのPublic Medical Hub(PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub(PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 医療機関用アプリは、マイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由で、Public Medical Hub(PMH)へPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub(PMH)は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐付く予診票情報を医療機関用アプリに提供する。また、医療機関が接種記録の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub(PMH)はPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐付く接種記録を登録する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（健康管理システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー）

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者関係情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の対象者・予防接種の実施記録等の情報の正確な把握かつ適正な管理を行うため。 ・対象者の情報を正確に把握することで、公平・公正な実費徴収を行うため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と受けた予防接種の記録を紐づけることで、接種記録の管理・保管等について効率的な事務が可能となる。 ・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と地方税関係情報を紐づけることで、実費徴収における公平な負担の確保が可能となる。 ・対象者の接種歴を管理することで、未接種者を迅速に把握でき、感染症の発生及びまん延防止のために確保すべき一定の予防接種率となるよう接種率向上の取り組みを強化できる。 ・番号制度の導入により、情報提供ネットワークを通じて他市町村の地方税情報所管課へ地方税関係情報を照会することが可能となり、実費徴収における実費免除証明のための所得証明書等の取得が不要となることで、市民の負担軽減につながる。また、他都市での接種履歴を照会することが可能となり、転入者に対して新たに接種券を発行する時などに迅速に対応可能できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の14の項及び126の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、26項、27項、28項、29項及び153項</p> <p><情報提供> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、26項及び153項</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当
②所属長の役職名	予防接種企画担当課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

予防接種事務(PMH)の概要 全体図

従来の事務では、①～⑦の流れで健康管理システム・中間サーバーに情報が登録・連携される。今回利便性の向上のため、予防接種における住民からの予診票入力及び接種記録の取得、医療機関からの予診票取得、接種記録の入力等のオンライン化を事務の範囲に追加する。追加する事務では、①②の流れで、情報が連携され、住民がマイナポータル経由、医療機関が医療機関用アプリ経由でオンライン化(③④⑤)が実現できる。(〇部が評価対象の事務、□部については社会保険診療報酬支払基金(支払基金)がPIAを実施するための評価対象外)



(備考)

①特定個人情報の登録・管理

- ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由)
- ・PMHから接種記録等、必要な情報をダウンロードし、既存システムへの取込、支払等の事務処理を行う。
- ・PMHへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。

②PMH-ID採番

- ・PMHは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMH-IDを採番してPMHに回答する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMH-IDと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。
- ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMH-IDを紐付けて、マイナポータルに連携する。マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子 (PMH仮名識別子) を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMH-IDと紐付けて、PMHに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMH-IDは削除される。)以降、③④⑤が可能となる。

③マイナポータルへの通知

- ・PMHからマイナポータル経由で住民向けの通知を行うため、識別子 (PMH仮名識別子) と通知情報を登録する。

④マイナポータルからの入力・取得 (予診票・接種記録)

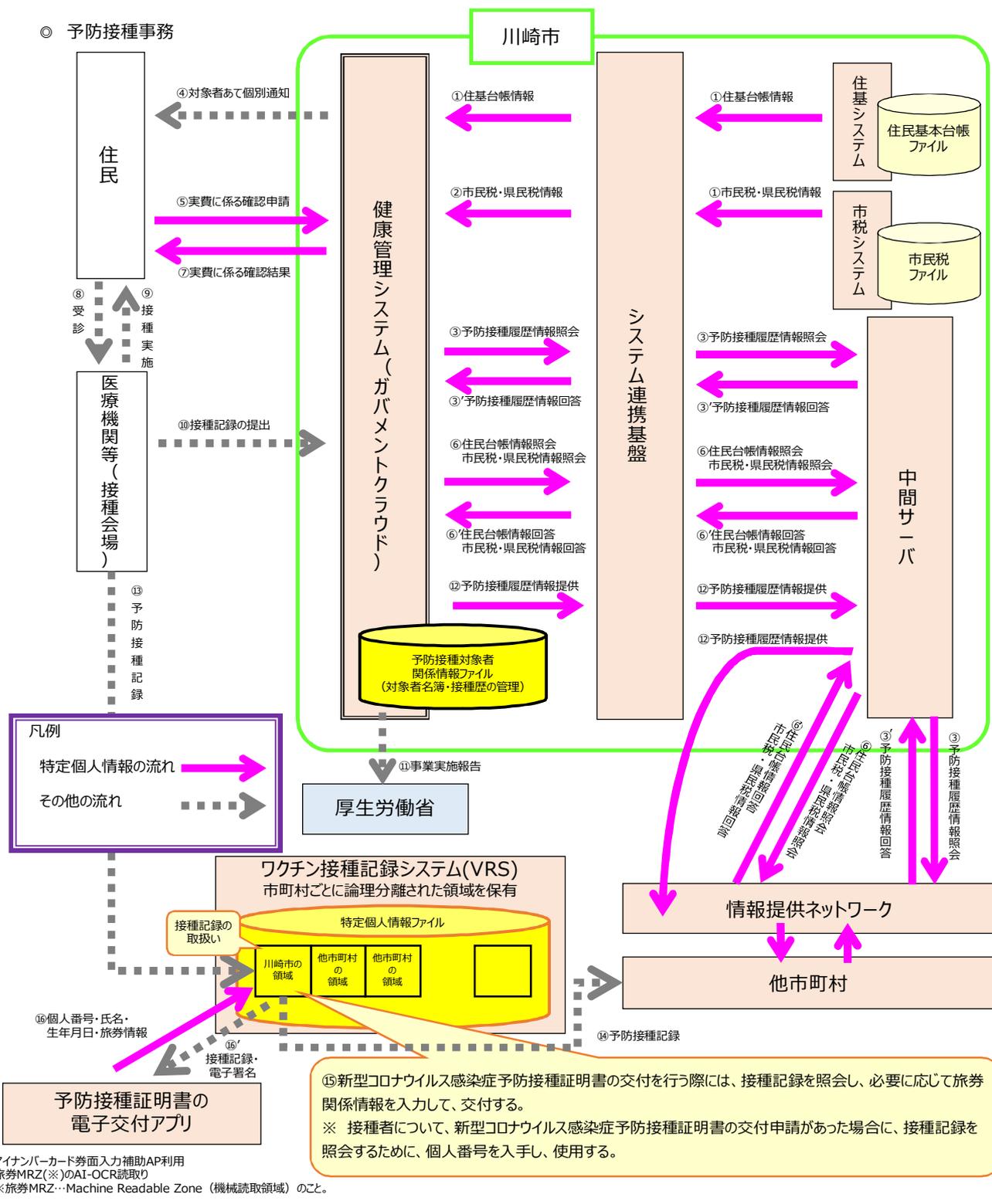
- ・住民は、マイナポータル経由でPMHへの予診票の事前入力や、PMHから接種記録や通知情報を閲覧/取得する。

⑤医療機関からの入力・取得 (予診票・接種記録)

- ・医療機関が医療機関用アプリを利用し、マイナポータル経由で、接種時に住民から本人同意を得て、事前入力された予診票及び接種記録の閲覧/取得/入力を行う。

予防接種事務の概要 全体図

○ 予防接種事務



(備考)

I 予防接種事務

- ① 既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。
- ② 既存の市税システムから、予防接種法に基づく対象者及びその世帯員の所得等の情報を管理する。
- ③ 情報提供ネットワークシステムから、転入者等の予防接種履歴に関する情報を入手し管理する。
- ④ 住基台帳情報・市民税・県民税情報から予防接種法に基づく対象者について、予防接種台帳を作成し、対象者あてに個別通知を行う。
- ⑤ 予防接種対象者等から実費に係る免除の申請を受理する。
- ⑥ 申請に基づき実費負担に該当するか否か確認する。
- ⑦ 確認結果を、対象者あて通知する。
- ⑧ 対象者が医療機関等に受診する。
- ⑨ 医療機関等で対象者が予防接種を受ける。
- ⑩ 接種を実施した医療機関等が、接種報告及び対象者の接種記録を提出する。
- ⑪ 予防接種台帳に接種記録を記録し、厚生労働省あてに事業の実施報告を行う。
- ⑫ 情報提供ネットワークシステムにより予防接種履歴に関する情報を他市区町村に提供する。

II 新型コロナワクチン予防接種事務

- ⑬ 医療機関等がAI-OCRで接種券上のOCRを読み込み、ワクチン接種記録システムに送信する。
- ⑭ 他市町村からの照会に応じてワクチン接種記録システムにより予防接種記録を提供する。
- ⑮ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際には、接種記録を照会し、必要に応じて旅券関係情報を入力、印刷する。
- ⑯ 接種者から、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入手し、接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する（個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す）。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者関係情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・予防接種法に基づく予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の対象者
その必要性	予防接種対象者であること、対象者の接種記録を適正に管理・保管、予防接種の実費負担の有無を決定するために必要
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (予防接種記録情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 ・個人番号:対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・その他識別情報:接種を受けた者を正確に特定し、接種記録の管理を適正に行うために必要 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務> PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 予防接種番号…PMH内で予防接種の種類を区別するために必要となる。 ○連絡先等情報 ・4情報:予防接種法に基づく対象者であることを確認するために必要 ・その他住民票関係情報:予防接種の実費に係る負担の有無を決定するために保有 ○実務関係情報 ・地方税関係情報:予防接種の実費に係る負担の有無を決定するために保有 ・予防接種記録情報:予防接種事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、PMHが、外部と情報連携するために必要となる。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民文化局戸籍住民サービス課 財政局市民税管理課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村地方税情報所管課) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (医療機関、支払基金) <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 <input type="checkbox"/> その他 (明書電子交付機能を含む。)、医療保険者等向け中間サーバー、医療機関) 用アプリ、マイナポータル
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先情報については、庁内連携システムを使用して随時又は本人等から申請を受けた都度入手する。 ・業務関係情報の地方税関係情報については、庁内連携システムを使用して月次単位で取得又は情報提供ネットワークシステムを使用して申請を受けた都度入手する。 ・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手するとともに、転入者等については情報提供ネットワークシステムを使用して転入時又は転入から一定期間経過後等に入手する。 <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 <p>＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PMH-IDの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバーから特定個人情報を入手する。 ・本市区町村がPMHに登録した予診票のひな形に対して、住民がマイナポータル等を介して接種前に予診票情報を入力することにより個人情報を入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。 ・接種時に、従来の紙の予診票に代えて、医療機関のタブレットに搭載された医療機関用アプリを用いて、住民がマイナンバーカードで認証して同意することにより、医療機関が入力した予診票情報、接種記録を個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。

④入手に係る妥当性	<p>・連絡先情報を庁内連携システムを使用して入手する場合、評価実施機関の他部署で既に入手している情報であり、対象者の申請や他部署で入手している情報の更新の都度必要になるため、随時入手する。</p> <p>・業務関係情報の地方税関係情報を庁内連携システムを使用して入手する場合、評価実施機関の他部署で既に入手している情報であり、更新頻度の高い情報ではないため、庁内連携システムから月次で入手する。</p> <p>・連絡先情報及び地方税関係情報を本人等から入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。</p> <p>・連絡先情報及び地方税関係情報を情報提供ネットワークを使用して入手する場合、評価実施機関の他部署が入手していない情報であり、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。</p> <p>・接種記録は、実施した医療機関から月次で入手する。または転入者等の前住所地の市区町村における接種記録については、転入時又は前住所地の市区町村において接種記録を入手するまでのタイムラグを考慮して転入から一定期間経過後等に情報提供ネットワークシステムを使用して入手する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)</p> <p>・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務> (PMH-ID採番処理依頼時に入手される特定個人情報)</p> <p>・外部との情報連携のため、PMH-IDの採番処理依頼時に医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。 (その他:個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結び付き特定個人情報となる情報)</p> <p>入手にあたって、既存事務と同様に予診票の事前入力する事項については、本人又は本人の代理人から情報を入手し、予診票の医師記入欄及び接種記録については、予防接種を実施する医療機関から入手する必要がある。</p> <p>・予診票の事前入力のオンライン化により、住民の利便性の向上が図られる。マイナポータルではマイナンバーカードによる認証(本人確認)の後、本人又は本人の代理人の同意に基づいて入力され、入力した情報は、接種を受託する医療機関で確認され、接種の可否を判断する。</p> <p>・医療機関では、タブレットに搭載された医療機関用アプリを用いた予診票の確認・接種記録のオンライン化により住民及び医療機関での利便性の向上及び、情報の入手期間が短縮されることにより行政事務の効率化が図られる。医療機関での本人確認後、医療機関用アプリを用いて本人又は本人の代理人がマイナンバーカードで認証して同意することにより、予診票情報を確認して予診・問診を行い、接種後に接種記録の入力を行う。</p>
⑤本人への明示	<p>・他の機関から入手する場合:番号法第19条8号。</p> <p>・他部署から入手する場合:番号法第9条第2項に基づく条例</p> <p>・本人から入手する場合:本人を通じて入手することとし、利用目的を本人に明示する。</p> <p>・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</p> <p>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</p> <p>・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</p> <p>・マイナポータル及び医療機関用アプリでは、本人又は本人の代理人が画面に表示された利用目的を確認して、同意することにより入手する。</p>
⑥使用目的 ※	対象者の資格管理、接種記録の管理・保管、予防接種費用の実費に係る事務を適正かつ公正に行うため
	変更の妥当性
⑦使用の主体	使用部署 ※ 健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当、健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当、各区役所衛生課
	使用者数 [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>①対象者の資格管理 住民票関係情報、地方税関係情報、本人等の申請内容等を健康管理システムに登録し、登録された情報を基に予防接種法に基づく予防接種の対象者及び予防接種費用の実費の有無を確認する。</p> <p>②接種記録の管理・保管 健康管理システムに接種記録に登録し、接種記録の管理及び保管を行う。</p> <p>③予防接種費用の実費徴収に関する事務 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報等の健康管理システムに登録された情報を基に、予防接種費用の実費に係る免除対象者の確認及び確認結果の通知を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub (PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH)が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub (PMH)に伝送する。なお、採番処理時には、Public Medical Hub (PMH)が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金が医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能が紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(当該機能は、R6年度中に実装予定) ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH)で共有されることでPublic Medical Hub (PMH)からマイナポータルへの通知、マイナポータルや医療機関用アプリ(マイナポータル経由)からPublic Medical Hub (PMH)の予診票情報及び接種記録の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。</p>
	<p>・住民コードにより住民票関係情報と地方税関係情報を突合し、対象者の資格を確認する。(使用方法①及び③に該当)</p> <p>・予防接種事業用整理番号により住民票関係情報と対象者情報を確認する。(使用方法②に該当)</p> <p>・個人番号により本人等の申請内容、住民関係情報、地方税関係情報を突合し、実費に係る免除対象者の確認を行う。(使用方法③に該当)</p> <p>・個人番号により転入者等の対象者情報と前住所地の市区町村における接種記録を突合し、当該転入者等の接種記録を確認・登録する。(使用方法②に該当)</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務> ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH)が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能が紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(当該機能は、R6年度中に実装予定)</p>
	<p>情報の統計分析 ※</p> <p>特定の個人を判別しうような情報の統計や分析は行わない。</p> <p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p> <p>予防接種費用の実費に係る負担の有無の決定</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	健康管理システムの運用・保守	
①委託内容	システム障害対応、問合せに対するサポート対応、パッケージシステムのレベルアップ対応、クライアントOS・ブラウザの更新対応、システムの定期点検、最新動向や重要な制度改正に伴う情報提供、制度改正に伴うプログラム改修、機器更新に伴うデータ移行等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者
	その妥当性	健康管理システムの安定的な稼働のため、専門的な知識を有し、かつ開発元でもある民間業者であるため
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (サーバ室内におけるシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社 川崎支店	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託
委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。

③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	
⑥委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		
Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱		
①委託内容	Public Medical Hub(PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者
	その妥当性	Public Medical Hub(PMH)は国(デジタル庁)が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMH-IDの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。ただし、PMHに格納された特定個人情報は、自動処理により再委託先に情報連携されるため、国(デジタル庁)は特定個人情報にアクセスすることはない。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN又は閉域網回線を用いた提供)	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	
⑥委託先名	国(デジタル庁)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑨再委託事項	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務> 予防接種事務の場合 *Public Medical Hub(PMH)の運用保守

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (4) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (1) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の26項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先3	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の153項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先4	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
移転先1	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(母子保健法による保健指導又は健康診査に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法に基づく予防接種の対象者(母子保健法第6条第2項の乳児又は同条第3項の幼児に限る。)及び当該者と同一の世帯に属する者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末に一時的に記録した電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバーに保管する。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務> Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>
	<p>②保管期間</p>

<p>③ 消去方法</p>	<p><健康管理システムにおける措置> 保管期間を経過後、健康管理システムの保守・運用を行う事業者において、特定個人情報を順次消去する。</p> <p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期を取って、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者等が特定個人情報を消去することは無い。また、ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバーに保管後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務> ・本市区町村の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。 ・本市区町村の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。</p>
<p>7. 備考</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<母子保健事務(Public Medical Hub(PMH)を除く)における記録項目>
別紙「地方公共団体基幹業務システムー基本データリスト(健康管理)」参照

<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加の記録項目>

(1)対象者情報

- ・個人番号
- ・PMH-ID
- ・PMH仮名識別子
- ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)
- ・自治体コード
- ・自治体業務ID
- ・連携ファイル名
- ・連携日時
- ・連携処理ステータス/エラー内容
- ・制御フラグ(リカバリー/不開示/閲覧停止)
 - ・変更区分
- ・消除の異動日
- ・その他管理番号・ID等(予防接種対象者番号)

(2)ユーザー情報

- ・機関マスタID
- ・機関ユーザーID
- ・メールアドレス
- ・ユーザー氏名
- ・ユーザー区分
- ・ユーザー権限ID
- ・個人番号閲覧可能フラグ
- ・ユーザー削除フラグ

(3)予診票情報

- ・項目ID
- ・管理ID
- ・更新日時
- ・回答ID
- ・回答内容
- ・回答処理ステータス
- ・回答日時
- ・接種不可フラグ
- ・予防接種予定勧奨ID
- ・予防接種設定ID
- ・予防接種予定ID
- ・組み合わせ番号
- ・強制失効日
- ・勧奨情報(ルールID、勧奨日)

(4)予防接種記録情報

- ・予防接種記録ID
- ・予防接種予定ID
- ・履歴ID
- ・接種日
- ・接種同意フラグ
- ・医療機関コード
- ・医師名
- ・実施区分
- ・接種区分
- ・GTINコード
- ・ワクチンメーカー名
- ・ワクチン名
- ・ロット番号
- ・接種量
- ・ワクチン有効期限
- ・特別の事情
- ・更新日時
- ・最新/削除フラグ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種対象者関係情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口や郵送における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。 ・健康管理システムでは、予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者の情報を管理するため、それ以外の者の情報は入手することはできない。 <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH) が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことで対象者以外の情報の入手を防止する。(当該機能は、R6年度中に実装予定) ・医療機関の受付窓口で本人確認の後、医療機関用アプリでマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携され、医療機関用アプリでの入力は、診察室内で更に本人確認を行うことで本人の情報のみがPublic Medical Hub (PMH)へ連携される。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種業務に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・申請書類については、必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等を工夫する。 <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p><ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類等本人等を通じて入手する場合は、説明書等を用いて利用目的を本人に明示する。 健康管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 また、認証後は、利用者権限を設定することによって、入手可能な情報に制限をかける。 アクセスログを取得し、定期的に確認を行う。 <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMH-IDと個人番号)のみが返却されるようシステム的に制御している。 Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。 <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMH-IDと個人番号)のみが返却されるようシステム的に制御している。 Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 既存住基システムから入手した個人番号の照合により、真正性の確認を行う。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> Public Medical Hub (PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名・住所・生年月日等の個人番号以外の情報を複合的にチェックする。 ・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業を行う。 ・入力した原本(申請書類等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックを行う。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申請書類等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管する。 <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。 また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH) が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことで正確性を担保する。(当該機能は、R6年度中に実装予定) <p>※チェック機能は補助的な機能であり、機能実装までの間においても既に既存事務において、個人番号及び基本情報の正確性は、住基システムとの連携等により担保されている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類等は、対象者又は当該者と同一の世帯に属する者から受理することを原則とし、それ以外の代理人については、書面により対象者から委任を受けたことを確認できる者であり、かつ代理人の本人確認を行う。 ・特定個人情報が記載された申請書類等は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、暗号化された閉域網で接続される。 ・医療機関や住民からPublic Medical Hub (PMH)への連携は、直接接続ではなく、マイナポータルAPI経由の接続のみが認められ、通信内容は、情報漏洩を防止するために暗号化される。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムは予防接種事業を行う上で必要な情報のみを保持しており、必要のない情報は記録できないため、紐付けが行われることはない。 ・情報管理責任者により、利用する職員ごとに業務単位で利用者権限を設定することで、アクセスできる情報を制限している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ ・Public Medical Hub (PMH)にアクセスする本市区町村の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関用アプリや住民からマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p style="text-align: center;">[行っている] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞ 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub (PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub (PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。

アクセス権限の発効・失効の管理	<input type="checkbox"/> 行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発効・失効の管理は、所管課からの報告により実施する。 ・アクセス権限の発効、失効についての記録を残す。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。
アクセス権限の管理	<input type="checkbox"/> 行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・適切なアクセス権限が付与されるよう、利用する職員ごとに業務単位で利用者権限を設定する。 ・操作ログを取得・保管し、不正な利用を分析するため、定期的に確認を行う。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。
特定個人情報の使用の記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムへのログイン記録、健康管理システムの操作記録、特定個人情報を取り扱った記録(操作日、操作時間、取扱者)等のログ情報を残し、不正な操作がないことについて定期的に確認を行う。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・操作ログを取得し、定期的に確認を行う。 ・利用する職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。 <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前にの責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。本市区町村は、当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権限を業務単位ごとに設定することで、アクセスできる情報を制限する。 ・操作端末へのファイルのダウンロードはできない仕組みとなっている。 <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるよう系統的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 <p>管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルをPublic Medical Hub (PMH)へ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・本市区町村の既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>
 ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。
 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p>①委託先の選定要件として、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、ISO9000等の認証の取得及びプライバシーマークの認定等を考慮して選定する。</p> <p>②業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 『川崎市情報セキュリティ基準』等の遵守 (イ) 機密保持 (ウ) 再委託の禁止又は制限 (エ) 指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 (オ) 情報の複写及び複製の禁止 (カ) 情報の帰属 (キ) 情報資産の授受・搬送・保管・廃棄等 (ク) 本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 (ケ) 事故発生時における報告義務 (コ) 事故時等の公表 (サ) 情報セキュリティの確保に必要な管理事項 <p>③委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを国(デジタル庁)に委託することとする。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、委託先となる国(デジタル庁)の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。</p>
-------------	--

<p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p>	<p>[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない</p>
<p>具体的な制限方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者を限定するため、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 ・操作ログを取得、定期的に確認することで、不正な使用がないことを確認する。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市区町村がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 <p>※特定個人情報に係るアクセス権限は、再委託先 (PMH-ID採番や運用保守) のみに付与される。</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[記録を残していない] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログを取得し、ログイン記録を残す。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の取扱いのログを保存し、提供を求めることができる。 <p>※再委託先 (PMH-ID採番や運用保守) に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。</p>
<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先から他社への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行うことも可能とする。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先(再委託も含む。)から他者への提供は行わない。 ・本市区町村は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を提供する場合は、日付及び件数等を記載した受渡票等の書類により行い、管理する。 <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・本市区町村は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。
<p>特定個人情報の消去ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>委託契約書にて、以下の措置について規定し、必要に応じて現地調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の複写及び複製を行わないこと ・業務終了後、速やかに本市に情報を返却、又は本市の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。 ・返却又は廃棄する際は、受渡票等の書類により行うこと <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、消去について、本市区町村は報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。

<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>規定の内容</p>	<p>・業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 (ア) 『川崎市情報セキュリティ基準』等の遵守 (イ) 機密保持 (ウ) 再委託の禁止又は制限 (エ) 指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 (オ) 情報の複写及び複製の禁止 (カ) 情報の帰属 (キ) 情報資産の授受・搬送・保管・廃棄等 (ク) 本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 (ケ) 事故発生時における報告義務 (コ) 事故時等の公表 (サ) 情報セキュリティの確保に必要な管理事項</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項</p>
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>・書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を実施することとしている。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>・特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行っている。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH) が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(当該機能は、R6年度中に実装予定)</p> <p>・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行っている。	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第2項及び第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 業務所管課によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 操作ログを記録し、誰がいつどの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録管理している。 システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> <ul style="list-style-type: none"> 転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(*)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。</p> <p>そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信及び特定個人情報の提供を実施するよう設計されているため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(*)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置> システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信及び特定個人情報の提供を実施するよう設計されているため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(*)による、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (*)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ②システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信及び特定個人情報の入手・提供を実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。 ③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	[十分に整備している]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	[十分に整備している]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p>

⑤物理的対策	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>

⑥技術的対策	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する</p>

	<p>具体的な対策の内容</p>	<p>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と同じ方法で、法令に定める期間保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により随時更新される。 地方税関係情報については、課税年度単位で管理された情報が月次で更新される。 本人の申請等により、変更等が生じた場合はその都度データを更新している。 <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> 保管期間を経過後、健康管理システムの保守・運用を行う事業者において、特定個人情報を順次消去する。 帳票については、本市の規定に基づき、保管・管理を適切に行い、廃棄時にはシュレッダー等による裁断又は焼却処理を行う。 <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。 不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

個人情報に関する重大事故について

事案1 国民健康保険高額療養費支給申請書の紛失

1 事案の内容

(1) 発生（発覚）時期

令和6年4月8日

(2) 事案の概要

宮前区役所区民サービス部保険年金課において、令和6年3月支給分の国民健康保険高額療養費支給申請書を紛失した。

(3) 原因

事務担当者が足元に個人情報に記載された書類を数日にわたって放置していたことから、個人情報の適正な管理が行われていなかった。

(4) 影響

404件（295世帯分）の個人情報を紛失した。紛失した書類に含まれる情報は次のとおり。なお、現時点で個人情報の漏洩は確認されていない。

- ・ 世帯主氏名、住所、電話番号
- ・ 個人番号（マイナンバー）※本人の記載があった場合
- ・ 被保険者証記号及び番号、振込先金融機関の情報
- ・ 病院等へ支払った一部負担金の合計額、高額療養費額、支給申請額
- ・ 診療を受けた被保険者の氏名、生年月日、医療機関、実日数、一部負担金の額

(5) 事故発覚後の対応

令和6年4月8日	事務担当者により申請書が所在不明であることが判明
令和6年4月8日～4月22日	事務担当者による搜索を継続
令和6年5月1日	報道発表
令和6年6月3日	個人情報保護委員会より文書指導

2 再発防止策

(1) 国民健康保険事務における再発防止策

- ・ 該当事務について、事務手続きのフローを再度、課内で確認するとともに、全職員において、個人情報の厳格な管理を徹底する。
- ・ 該当事務以外の事務についても、事務フローの確認と個人情報の取扱いについて、改めてチェックを行う。
- ・ 書類の紛失等、事務事故が疑われる場合には、即時に上司に報告することを全職員に対し周知徹底

底する。

(2) 評価実施機関（川崎市）における再発防止策

- 保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的安全管理措置）に関する研修を実施することとする。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。
- 全ての特定個人情報保護評価書のIV_2.「従業者に対する教育・啓発」項目に、上記の研修についての記載を追加する。

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p> <p>・1年に1回、チェックシート等により自己点検を実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。</p>
②監査	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p> <p><外部監査> ・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。</p>
①自己点検	<p>具体的なチェック方法</p>
②監査	<p>具体的な内容</p>

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<p style="text-align: center;">[十分に行っている]</p> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>・予防接種事業に関わる職員に対し、情報セキュリティに関する知識及び向上を図るため、定期的にセキュリティ研修等を実施する。</p> <p>・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的安全管理措置）に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p> <p>＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。</p>

3. その他のリスク対策

	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p>＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>
--	--

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>・1年に1回、チェックシート等により自己点検を実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><外部監査> ・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。</p>

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1220 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、実費を負担。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種対象者関係情報ファイル
公表場所	川崎市ホームページ(https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html) (注)ただし、予防接種台帳システム稼働後の平成27年4月1日以降から保有
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1220
②対応方法	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、川崎市ホームページ及び事務所管課において全項目評価書を公開し、ファクス、郵送、持参、専用フォームにて意見を受付予定。
②実施日・期間	令和6年10月9日から11月8日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	評価書への反映事項はなし
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年11月28日
②方法	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)において第三者点検を実施。
③結果	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)から、次のとおり結果通知あり。予防接種の実施等に関する事務に係る特定個人情報保護評価に関し、提出を受けた特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報保護評価指針及び川崎市情報セキュリティ基準にのっとり、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置がとられているものと考えます。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 基本情報(5. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項(主務省令事項を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・番号法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項(主務省令事項を定める命令第10条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	I 基本情報(7. 評価実施機関における担当部署 ①部署)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当	健康福祉局保健所感染症対策課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	I 基本情報(7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当感染症担当課長 平岡 真理子	健康福祉局保健所感染症対策課長 小泉祐子	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(1 予防接種対象者関係情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当	健康福祉局保健所感染症対策課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(1 予防接種対象者関係情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元)	評価実施機関内の他部署(市民・子ども局戸籍住民サービス課 財政局市民税管理課)	評価実施機関内の他部署(市民文化局戸籍住民サービス課 財政局市民税管理課)	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(1 予防接種対象者関係情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当、各区役所保健福祉センター地域保健福祉課	健康福祉局保健所感染症対策課、各区役所衛生課	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(2 予防接種健康被害救済給付関連ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当	健康福祉局保健所感染症対策課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(2 予防接種健康被害救済給付関連ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元)	評価実施機関内の他部署(市民・子ども局戸籍住民サービス課 財政局市民税管理課 健康福祉局地域福祉部保険年金課 健康福祉局長寿社会部介護保険課 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)	評価実施機関内の他部署(市民文化局戸籍住民サービス課 財政局市民税管理課 健康福祉局地域福祉部保険年金課 健康福祉局長寿社会部介護保険課 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(2 予防接種健康被害救済給付関連ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当	健康福祉局保健所感染症対策課	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	III リスク対策(1 予防接種対象者関係情報ファイル 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において 個人情報健康被害救済給付関連ファイル 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑨過去3年以内に 評価実施機関において)	(省略)	(別紙(個人情報に関する重大事故について)に事業4及び事業5を追加)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	III リスク対策(2 予防接種健康被害救済給付関連ファイル 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑨過去3年以内に 評価実施機関において)	(省略)	(別紙(個人情報に関する重大事故について)に事業4及び事業5を追加)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	IV その他のリスク対策(1. 監査 ②監査 具体的な内容)	<内部監査> ・総務局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。 (以下省略)	<内部監査> ・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。 (以下省略)	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	V 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先)	・健康福祉局健康安全部健康危機管理担当(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	・健康福祉局保健所感染症対策課(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	V 開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/160/page/0000047748.html) (注)ただし、予防接種台帳システム稼働後の平成27年4月1日以降から保有	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000047748.html) (注)ただし、予防接種台帳システム稼働後の平成27年4月1日以降から保有	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	V 開示請求、問合せ(2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先)	健康福祉局健康安全部健康危機管理担当(以下省略)	健康福祉局保健所感染症対策課(以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第7号 ・別表第2の17の項、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項	<情報照会> ・番号法第19条第7号 別表第2 16の2の項、17の項、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項 <情報提供> ・番号法第19条第7号 別表第2 16の2の項	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I 基本情報(別添1)事務の内容 ◎予防接種事務	(省略)	<ul style="list-style-type: none"> ・③～⑩を④～⑪に1ずつ繰り下げ ・「予防接種管理システム」、「システム連携基盤」、「中間サーバー」及び「情報提供ネットワーク」の間に「③予防接種履歴情報照会」と「③」予防接種履歴情報回答の矢印(実線)を追加 ・「住民」、「予防接種台帳管理システム」の間の「⑤実費に係る確認申請」と「⑦実費に係る確認結果」の矢印を実線から点線に変更 ・「予防接種管理システム」、「システム連携基盤」、「中間サーバー」及び「情報提供ネットワーク」の間に「⑫予防接種履歴情報提供」の矢印(実線)を追加 ・(備考)の②の次に「③ 情報提供ネットワークシステムから、転入者等の予防接種履歴に関する情報を入手し管理する。」を追加 ・(備考)の⑪の次に「⑫ 情報提供ネットワークシステムにより予防接種履歴に関する情報を他市区町村に提供する。」を追加 	事前	重要な変更
平成28年12月28日	I 基本情報(別添1)事務の内容 ◎予防接種健康被害救済給付関係事務	(省略)	「住民」、「予防接種台帳管理システム」の間の「⑧健康被害審査結果の通知」と「⑨健康被害救済給付の支給」の矢印を実線から点線へ変更	事後	形式的な変更(誤表記の修正)であるため重要な変更にあたらない
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(省略) ・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。	(省略) ・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。また転入者等については情報提供ネットワークシステムを使用して転入時又は転入から一定期間経過後等に入手する。	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更該当しない項目の変更)
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(省略) ・接種記録は、実施した医療機関から月次で入手する。	(省略) ・接種記録は、実施した医療機関から月次で入手する。または転入者等の前住所地の市区町村における接種記録については、転入時又は前住所地の市区町村において接種記録を入手するまでのタイムラグを考慮して転入から一定期間経過後等に情報提供ネットワークシステムを使用して入手する。	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更該当しない項目の変更)
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法情報の突合	(省略)	(省略) ・個人番号により転入者等の対象者情報と前住所地の市区町村における接種記録を突合し、当該転入者等の接種記録を確認・登録する。(使用方法②に該当)	事前	重要な変更
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件 []移転を行っている ()件 [○]行っていない	[○]提供を行っている (1)件 [○]移転を行っている (1)件 []行っていない	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更該当しない項目の変更)
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	(新規)	<p>都道府県知事又は市町村長</p> <ol style="list-style-type: none"> ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 6の2項 ②提供先における用途 予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 予防接種法に基づく予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度 	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更該当しない項目の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	(新規)	<p>こども未来局こども支援部こども保健福祉課</p> <p>①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項</p> <p>②移転先における用途 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(母子保健法による保健指導又は健康診査に関する事務であって規則で定めるもの)</p> <p>③移転する情報 予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 予防接種法に基づく予防接種の対象者(母子保健法第6条第2項の乳児又は同条第3項の幼児に限る。)及び当該者と同一の世帯に属する者</p> <p>⑥移転方法 庁内連携システム</p> <p>⑦時期・頻度 照会を受けた都度</p>	事前	重要な変更に伴う変更(重要な変更該当しない項目の変更)
平成28年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係情報ファイル、2 予防接種健康被害救済給付関連ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(省略) <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期を取って、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者等が特定個人情報を消去することは無い。(以下省略)	(省略) <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期を取って、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者等が特定個人情報を消去することは無い。また、ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。(以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供)	[<input type="radio"/>] 提供・移転しない	[<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1	(新規)	<p>【特定個人情報の提供・移転の記録】 記録を残している 【具体的な方法】 ・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。</p> <p>【特定個人情報の提供・移転に関するルール】 定めている</p> <p>【ルール内容及びルール遵守の確認方法】 ・番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 ・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。</p> <p>【リスクへの対策は十分か】 十分である</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2	(新規)	【リスクに対する措置の内容】 ・業務所管課によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつどの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録管理している。 ・システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。 【リスクへの対策は十分か】 十分である	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3	(新規)	【リスクに対する措置の内容】 ・担当職員への特定個人情報保護についての周知徹底を行う。 ・特定個人情報の提供・移転時には、複数の担当者による等、内容の確認を行う。 ・閲覧、データ提供については、許可書、依頼書等で管理している。庁内連携システム等によるデータ提供は、システム上、許可された提供先のみ提供されるよう制限している。 ・システム連携基盤では、あらかじめ設定された提供・移転先のみが連携可能となっており、また、すべての情報を連携することができない仕組みとなっている。 【リスクへの対策は十分か】 十分である	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5	(新規)	【リスクに対する措置の内容】 ＜システム連携基盤における措置＞ ①(省略) ②(省略) ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①(省略) ②(省略) ③(省略) ④(省略) ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①(省略) 【リスクへの対策は十分か】 十分である	事前	重要な変更
平成28年12月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6	(新規)	【リスクに対する措置の内容】 ＜システム連携基盤における措置＞ ①(省略) ②(省略) ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①(省略) ②(省略) ③(省略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①(省略) ②(省略) ③(省略) ④(省略) ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①(省略) 【リスクへの対策は十分か】 十分である	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク	(新規)	【リスクに対する措置の内容】 ＜システム連携基盤における措置＞ (省略) ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①(省略) ②(省略) ③(省略) 【リスクへの対策は十分か】 十分である	事前	重要な変更
平成29年7月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	【概要】 予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管及び健康被害救済給付に関する事務を行う。 【法的根拠】 番号法第9条第1項 【事務の具体的内容】 ①予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 ②予防接種による健康被害救済給付に関する事務 予防接種による健康被害が発生した場合の健康被害者からの申請、申請内容の調査・厚生労働省への進達、厚生労働省における審議結果の健康被害者へ通知及び健康被害者あて健康被害救済給付の支給等に関する事務	【概要】 予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【法的根拠】 番号法第9条第1項 【事務の具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	1 予防接種対象者関係情報ファイル、2 予防接種健康被害救済給付関係ファイル	予防接種対象者関係情報ファイル	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ① 事務実施上の必要性	1 予防接種対象者関係情報ファイル ・予防接種の対象者・予防接種の実施記録等の情報の正確な把握かつ適正な管理を行うため。 ・対象者の情報を正確に把握することで、公平・公正な実費徴収を行うため。 2 予防接種健康被害救済給付関連ファイル ・予防接種を受けたことによる健康被害を受けた場合に行う健康被害救済の給付事務について、支給を受ける者や支給の請求を行う者の情報を正確に把握するため。	・予防接種の対象者・予防接種の実施記録等の情報の正確な把握かつ適正な管理を行うため。 ・対象者の情報を正確に把握することで、公平・公正な実費徴収を行うため。	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ② 実現が期待されるメリット	1 予防接種対象者関係情報ファイル ・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と受けた予防接種の記録を紐づけることで、接種記録の管理・保管等について効率的な事務が可能となる。 ・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と地方税関係情報を紐づけることで、実費徴収における公平な負担の確保が可能となる。 ・対象者の接種歴を管理することで、未接種者を迅速に把握でき、感染症の発生及びまん延防止のために確保すべき一定の予防接種率となるよう接種率向上の取り組みを強化できる。 番号制度の導入により、情報提供ネットワークを通じて他市町村の地方税情報所管課へ地方税関係情報を照会することが可能となり、実費徴収における実費免除証明のための所得証明書等の取得が不要となることで、市民の負担軽減につながる。 2 予防接種健康被害救済給付関連ファイル ・番号制度の導入により、予防接種を受けたことによる健康被害を受けた場合に行う健康被害救済の給付事務について、支給を受ける者や支給の請求を行う者が届出する際の添付書類が簡素化されることで、市民の負担軽減につながる。	・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と受けた予防接種の記録を紐づけることで、接種記録の管理・保管等について効率的な事務が可能となる。 ・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と地方税関係情報を紐づけることで、実費徴収における公平な負担の確保が可能となる。 ・対象者の接種歴を管理することで、未接種者を迅速に把握でき、感染症の発生及びまん延防止のために確保すべき一定の予防接種率となるよう接種率向上の取り組みを強化できる。 番号制度の導入により、情報提供ネットワークを通じて他市町村の地方税情報所管課へ地方税関係情報を照会することが可能となり、実費徴収における実費免除証明のための所得証明書等の取得が不要となることで、市民の負担軽減につながる。	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報照会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号、第2号及び第3号)、17の項(主務省令を定める命令第12条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号)、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項(主務省令を定める命令第13条の2第1号及び第2号) <p><情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項 	<p><情報照会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号、第2号及び第3号) <p><情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号、第2号及び第3号) 	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
平成29年7月31日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	<p>◎予防接種事務 (省略)</p> <p>◎予防接種健康被害救済給付関係事務 (省略)</p>	◎予防接種事務 (省略)	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名	I 予防接種対象者関係情報ファイル	予防接種対象者関係情報ファイル	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 予防接種健康被害救済給付関連ファイル 1～7	(省略)	(削除)	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1 予防接種対象者関係情報ファイル 1. 特定個人情報ファイル名	I 予防接種対象者関係情報ファイル	予防接種対象者関係情報ファイル	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 予防接種健康被害救済給付関連ファイル 1～7	(省略)	(削除)	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
平成29年7月31日	V 開示請求、同意等(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名)	予防接種対象者関係情報ファイル、予防接種健康被害救済給付関係ファイル	予防接種対象者関係情報ファイル	事後	本評価書を2つの評価書に分離することに伴う形式的な変更
令和2年3月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p><情報照会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号、第2号及び第3号)、17の項(主務省令を定める命令第12条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号)、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項(主務省令を定める命令第13条の2第1号及び第2号) <p><情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号、第2号及び第3号) 	<p><情報照会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)、17の項(主務省令を定める命令第12条の3第1号、第2号及び第3号)、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項(主務省令を定める命令第13条の2第1号及び第2号) <p><情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)及び16の3の項(主務省令を定める命令第12条の2の2) 	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	システム障害対応、問合せに対するサポート対応、パッケージシステムのレベルアップ対応、クライアントOS・ブラウザの更新対応、システムの定期点検、最新動向や重要な制度改正に伴う情報提供等	システム障害対応、問合せに対するサポート対応、パッケージシステムのレベルアップ対応、クライアントOS・ブラウザの更新対応、システムの定期点検、最新動向や重要な制度改正に伴う情報提供、制度改正に伴うプログラム改修、機器更新に伴うデータ移行等	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項	番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 1 予防接種対象者関係情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	(新規)	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 16の3の項 ②提供先における用途 予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 予防接種法に基づく予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月9日	評価書名	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務 全項目評価書	予防接種の実施等に関する事務 全項目評価書	事前	
令和3年12月9日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務	予防接種の実施等に関する事務	事前	
令和3年12月9日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【概要】 予防接種法に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 【法的根拠】 番号法第9条第1項 【事務の具体的内容】 対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。	【概要】 ・予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関等での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管に関する事務を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1 対象者管理機能 定期予防接種の対象者情報を更新し、接種勧奨を行うための通知送付対象者抽出機能。 2 接種履歴管理機能 対象者の受けた予防接種情報を管理・保管する機能。 3 予防接種履歴照会・証明書発行機能 接種履歴や通知の発送履歴の照会、予防接種依頼書や証明書等帳票の発行を行う機能。 4 集計・統計機能 予防接種種類別・接種医療機関別の集計、国への事業報告書の作成する機能。	1 対象者管理機能 予防接種の接種勧奨を行うための通知送付対象者抽出機能。 2 接種履歴管理機能 対象者の受けた予防接種情報を管理・保管する機能。 3 予防接種履歴照会・証明書発行機能 接種履歴や通知の発送履歴の照会、予防接種依頼書や証明書等帳票の発行を行う機能。 4 集計・統計機能 予防接種種類別・接種医療機関別の集計、国への事業報告書の作成する機能。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	(新規)	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	(新規)	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	(新規)	サービス検索・電子申請機能	事前	
令和3年12月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	(新規)	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	
令和3年12月9日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と受けた予防接種の記録を紐づけることで、接種記録の管理・保管等について効率的な事務が可能となる。 ・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と地方税関係情報を紐づけることで、実費徴収における公平な負担の確保が可能となる。 ・対象者の接種履歴を管理することで、未接種者を迅速に把握でき、感染症の発生及びまん延防止のために確保すべき一定の予防接種率となるよう接種率向上の取り組みを強化できる。 ・番号制度の導入により、情報提供ネットワークを通じて他市町村の地方税情報所管課へ地方税関係情報を照会することが可能となり、実費徴収における実費免除証明のための所得証明書等の取得が不要となることで、市民の負担軽減につながる。	(略) ・番号制度の導入により、情報提供ネットワークを通じて他市町村の地方税情報所管課へ地方税関係情報を照会することが可能となり、実費徴収における実費免除証明のための所得証明書等の取得が不要となることで、市民の負担軽減につながる。また、他都市での接種履歴を照会することが可能となり、転入者に対して新たに接種券を発行する時などに迅速に対応可能である。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項及び93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項及び93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)、17の項(主務省令を定める命令第12条の3第1号、第2号及び第3号)、18の項(主務省令を定める命令第13条第1号及び第2号)及び19の項(主務省令を定める命令第13条の2第1号及び第2号) <情報提供> ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項(主務省令を定める命令第12条の2第1号及び第2号)及び16の3の項(主務省令を定める命令第12条の2の2)	<情報照会> ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2の項、16の3の項、17の項、18の項、19の項及び115の2の項 <情報提供> ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2の項、16の3の項及び115の2の項	事前	
令和3年12月9日	(別添1)事務連絡	I 予防接種事務	I 予防接種事務 II 新型コロナウイルスワクチン予防接種事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	予防接種法に基づく予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者	・予防接種法に基づく予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者 ・新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく予防接種の対象者	事前	
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	予防接種法に基づく定期予防接種対象者であること、管理、対象者の接種記録を適正に管理・保管、予防接種の実費負担の有無を決定するために必要	予防接種対象者であること、管理、対象者の接種記録を適正に管理・保管、予防接種の実費負担の有無を決定するために必要	事前	
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム	紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先情報については、庁内連携システムを使用して随時又は本人等から申請を受けた都度入手する。 ・業務関係情報の地方税関係情報については、庁内連携システムを使用して月次単位で取得又は情報提供ネットワークシステムを使用して申請を受けた都度入手する。 ・接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手するとともに、転入者等については情報提供ネットワークシステムを使用して転入時又は転入から一定期間経過後等に入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※次の文言を追加 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度（転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ） ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先情報を庁内連携システムを使用して入手する場合、評価実施機関の他部署で既に入手している情報であり、対象者の申請や他部署で入手している情報の更新の都度必要になるため、随時入手する。 ・業務関係情報の地方税関係情報を庁内連携システムを使用して入手する場合、評価実施機関の他部署で既に入手している情報であり、更新頻度の高い情報ではないため、庁内連携システムから月次で入手する。 ・連絡先情報及び地方税関係情報を本人等から入手する場合、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。 ・連絡先情報及び地方税関係情報を情報提供ネットワークを使用して入手する場合、評価実施機関の他部署が入手していない情報であり、本人又は本人の代理人等が必要となった時に申請書により申請を行うため、情報は申請を受けた都度入手する。 ・接種記録は、実施した医療機関から月次で入手する。または転入者等の前住所地の市区町村における接種記録については、転入時又は前住所地の市区町村において接種記録を入手するまでのタイムラグを考慮して転入から一定期間経過後等に情報提供ネットワークシステムを使用して入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※次の文言を追加 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。（番号法第19条第16号） ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第16号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・他の機関から入手する場合：番号法第19条7号。 ・他部署から入手する場合：番号法第9条第2項に基づく条例 ・本人から入手する場合：本人を通じて入手することとし、利用目的を本人に明示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 次の文言を追加 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	健康福祉局保健所感染症対策課、各区役所衛生課	健康福祉局保健所感染症対策課、健康福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン調整室、各区役所衛生課	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ①対象者の資格管理 住民票関係情報、地方税関係情報、本人等の申請内容等を予防接種台帳管理システムに登録し、登録された情報を基に予防接種法に基づく予防接種の対象者及び予防接種費用の実費の有無を確認する。 ②接種記録の管理・保管 予防接種台帳管理システムに接種記録を登録し、接種記録の管理及び保管を行う。 ③予防接種費用の実費徴収に関する事務 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報等の予防接種台帳管理システムに登録された情報を基に、予防接種費用の実費に係る免除対象者の確認及び確認結果の通知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 次の文言を追加 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・住民コードにより住民票関係情報と地方税関係情報を突合し、対象者の資格を確認する。(使用方法①及び③に該当) ・予防接種事業用整理番号により住民票関係情報と対象者情報を確認する。(使用方法②に該当) ・個人番号により本人等の申請内容、住民関係情報、地方税関係情報を突合し、実質に係る免除対象者の確認を行う。(使用方法③に該当) ・個人番号により転入者等の対象者情報と前住所地の市区町村における接種記録を突合し、当該転入者等の接種記録を確認・登録する。(使用方法②に該当)	※ 次の文言を追加 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ＜本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。＞ ＜(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う。)>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	特定の個人を判別しうような情報の統計は行わない。	特定の個人を判別しうような情報の統計や分析は行わない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託件数1件	委託件数2件	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する個人情報の範囲	10万人以上100万人未満	100万人以上1,000万人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する個人情報の範囲	予防接種法に基づく予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者	予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社 川崎支店	富士通Japan株式会社 川崎支店	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	(新規)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(2件)	提供を行っている(4件)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	(新規)	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務に関する情報の提供	事前	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	(新規)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する情報の提供	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜予防接種台帳管理システムにおける措置＞ ①予防接種台帳管理システムは、入退室管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(権限のある者のみ登録)を必要とする部屋に設置した施錠したラック内にサーバを設置し、保管している。 ②サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	※ 次の文言を追加 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末に一時的に記録した電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバに保管する。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p><予防接種台帳管理システムにおける措置></p> <p>①保管期間を経過後、予防接種台帳管理システムの保守・運用を行う事業者において、特定個人情報順次消去する。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、予防接種台帳管理システムに係る保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><システム連携基盤における措置></p> <p>①システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期を取って、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者等が特定個人情報を消去することは無い。また、ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p>※ 次の文言を追加</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <p>・LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバーに保管後、速やかに完全消去する。</p> <p>・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。</p> <p>・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</p> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>・窓口や郵送における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。</p> <p>・申請内容等と予防接種台帳管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。</p> <p>・予防接種台帳管理システムでは、予防接種法に基づく予防接種の対象者及び当該者同一の世帯に属する者の情報を管理するため、それ以外の者の情報は入手することはできない。</p>	<p>※ 次の文言を追加</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置></p> <p>・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>・転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>・転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>・予防接種業務に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。</p> <p>・申請書類については、必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等を工夫する。</p>	<p>※ 次の文言を追加</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置></p> <p>・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類等本人等を通じて入手する場合は、説明書等を用いて利用目的を本人に明示する。 予防接種台帳管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。また、認証後は、利用者権限を設定することによって、入手可能な情報に制限をかける。 アクセスログを取得し、定期的に確認を行う。 	<p>※ 次の文言を追加</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手段を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていたり、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。 	<p>※ 次の文言を追加</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 	事前	
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 氏名・住所・生年月日等の個人番号以外の情報を複合的にチェックする。 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業を行う。 入力した原本(申請書類等)とデータファイルの照合を行い、入力チェックを行う。 入力、削除及び訂正作業に用いた申請書類等は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管する。 	<p>※ 次の文言を追加</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り、紛失するリスクに対する措置の内容	・申請書類等は、対象者又は当該者と同一の世帯に属する者から受理することを原則とし、それ以外の代理人については、書面により対象者から委任を受けたことを確認できる者であり、かつ代理人の本人確認を行う。 ・特定個人情報が記載された申請書類等は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後には、施錠可能な場所に保管する。	※ 次の文言を追加 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規)	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ アクセスできるように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・予防接種台帳管理システムは予防接種事業を行う上で必要な情報のみを保持しており、必要のない情報は記録できないため、紐付けが行われることはない。 ・情報管理責任者により、利用する職員ごとに業務単位で利用者権限を設定することで、アクセスできる情報を制限している。	※ 次の文言を追加 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由で ワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・予防接種台帳管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている	※ 次の文言を追加 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・アクセス権限の発効・失効の管理は、所管課からの報告により実施する。 ・アクセス権限の発効、失効についての記録を残す。	※ 次の文言を追加 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・適切なアクセス権限が付与されるよう、利用する職員ごとに業務単位で利用者権限を設定する。 ・操作ログを取得・保管し、不正な利用を分析するため、定期的に確認を行う。	※ 次の文言を追加 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	・予防接種台帳管理システムへのログイン記録、予防接種台帳管理システムの操作記録、特定個人情報を取り扱った記録(操作日、操作時間、取扱者)等のログ情報を残し、不正な操作がないことについて定期的に確認を行う。	※ 次の文言を追加 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3: 従業者が事務外で使用するリスクに対する措置の内容	・操作ログを取得し、定期的に確認を行う。 ・利用する職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。	※ 次の文言を追加する。 ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前への責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容	・利用権限を業務単位ごとに設定することで、アクセスできる情報を制限する。 ・操作端末へのファイルのダウンロードはできない仕組みとなっている。	※ 次の文言を追加(一部省略) ＜住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置＞ ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 (省略) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 (省略)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規)	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	①委託先の選定要件として、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、ISO9000等の認証の取得及びプライバシーマークの認定等を考慮して選定する。 ②業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 (ア)『川崎市情報セキュリティ基準』等の遵守 (イ)機密保持 (ウ)再委託の禁止又は制限 (エ)指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 (オ)情報の複写及び複製の禁止 (カ)情報の帰属 (キ)情報資産の授受・搬送・保管・廃棄等 (ク)本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 (ケ)事故発生時における報告義務 (コ)事故時等の公表 (サ)情報セキュリティの確保に必要な管理事	※ 次の文言を追加 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託その他の措置の内容	(新規)	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等)に対して、監査又は検査を行っている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。	※ 次の文言を追加 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・業務所管課によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつどの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録管理している。 ・システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。	※ 次の文言を追加 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・担当職員への特定個人情報保護についての周知徹底を行う。 ・特定個人情報の提供・移転時には、複数の担当者による等、内容の確認を行う。 ・閲覧、データ提供については、許可書、依頼書等で管理している。庁内連携システム等によるデータ提供は、システム上、許可された提供先へのみ提供されるよう制限している。 ・システム連携基盤では、あらかじめ設定された提供・移転先のみが連携可能となっており、また、すべての情報を連携することができない仕組みとなっている。	※ 次の文言を追加 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける 市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<予防接種台帳管理システムにおける措置> ①予防接種台帳管理システムは、入退室管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(権限のある者のみ登録)を必要とする部屋に設置した施錠したラック内にサーバを設置し、保管している。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退室管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	* 次の文言を追加 <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退室管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<予防接種台帳管理システムにおける措置> ①予防接種台帳管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②予防接種台帳管理システムのサーバには、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③予防接種台帳管理システムで利用する端末には、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤では、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	* 次の文言を追加 <ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定情報が古い情報のまま保管され続けるリスク ・リスクに対する措置の内容	・基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により随時更新される。 ・地方税関係情報については、課税年度単位で管理された情報を月次で更新される。 ・本人の申請等により、変更等が生じた場合はその都度データを更新している。	・基本4情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により随時更新される。 ・地方税関係情報については、課税年度単位で管理された情報が月次で更新される。 ・本人の申請等により、変更等が生じた場合はその都度データを更新している。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ・手順の内容	・保管期間を経過後、予防接種台帳管理システムの保守・運用を行う事業者において、特定個人情報情報を順次消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、予防接種台帳管理システムに係る保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・帳票については、本市の規定に基づき、保管・管理を適切に行い、廃棄時にはシュレッダー等による裁断又は焼却処理を行う。	※ 次の文言を追加 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	
令和3年12月9日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	・1年に1回、チェックシート等により自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	※ 次の文言を追加 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的なチェック方法	<内部監査> ・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。 <外部監査> ・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	※ 次の文言を追加 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	予防接種事業に関わる職員に対し、情報セキュリティに関する知識及び向上を図るため、定期的にセキュリティ研修等を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	※ 次の文言を追加 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月9日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	※ 次の文言を追加 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	提供先1 市町村長	提供先1 市区町村長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年12月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	提供先3 市町村長	提供先3 市区町村長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	※ 次の文言を追加 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	(別添1)事務内容	I 予防接種事務 II 新型コロナワクチン予防接種事務	II 新型コロナワクチン予防接種事務に予防接種証明書の電子交付アプリに関する記載の追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能)	紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請機能)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・他の機関から入手する場合:番号法第19条8号。 ・他部署から入手する場合:番号法第9条第2項に基づく条例 ・本人から入手する場合:本人を通じて入手することとし、利用目的を本人に明示する。 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 	<p>※ 次の文言を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	(空欄)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O]その他(LG-WAN回線を用いた提供)	[O]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	※ 次の文言を追加 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	(別添2)ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 接種記録情報 接種回(1回目/2回目)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 接種記録情報 接種回(1回目/2回目/3回目)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入力する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	※ 次の文言を修正 ・転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ※ 次の文言を追加 ・転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・予防接種業務に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・申請書類については、必要な情報以外を誤って記載することがないように、記入例等を工夫する。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	※ 次の文言を追加 <ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	※ 次の文言を追加 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p> <p>なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p> <p>なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 <p>本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 <p>本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p> <p>転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 <p>本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供 <p>本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	<p>※ 次の文言を追加</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	IV その他のリスク対策 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発 3. その他のリスク対策	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和5年1月25日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	感染症対策課長	感染症対策担当課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/160/page/0000047748.html)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000047748.html)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④使用の主体 使用部署	健康福祉局保健所感染症対策課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	感染症対策担当課長	予防接種企画担当課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体・使用部署	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当、健康福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン調整室、各区役所衛生課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当、健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当、各区役所衛生課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)。移転先1	こども未来局こども支援部こども保健福祉課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	III リスク対策 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	III リスク対策 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	(空欄)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	III リスク対策 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	(空欄)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	・健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2440 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1220 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000047748.html) (注)ただし、予防接種台帳システム稼働後の平成27年4月1日以降から保有	川崎市ホームページ (https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html) (注)ただし、予防接種台帳システム稼働後の平成27年4月1日以降から保有	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	・健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-2440	・健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担 当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本 町1番地 電話番号: 044-200-1220	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
	入力業上限の都合により、移 行【別紙】(別添3)変更箇所				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	感染症対策担当課長	予防接種企画担当課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当	健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IIファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体・使用部署	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当、健康福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン調整室、各区役所衛生課	健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当、健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当、各区役所衛生課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IIファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	こども未来局こども支援部こども保健福祉課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	III リスク対策 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	III リスク対策 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	(空欄)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	III リスク対策 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	(空欄)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	・健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2440 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1220 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasakijp/170/page/000047748.html) (注)ただし、予防接種台帳システム稼働後の平成27年4月1日以降から保有	川崎市ホームページ (https://www.city.kawasakijp/170/page/0000152460.html) (注)ただし、予防接種台帳システム稼働後の平成27年4月1日以降から保有	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	・健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2440	・健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1220	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
	入力業上限の都合により、移行【別紙】(別添3)変更箇所へ記載				

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月20日	基本情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	右記を追記	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 住民は、マイナポータル等を介して予診票情報の入力、接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 住民が、予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、医療機関において住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 自治体は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。 	事前	
令和7年1月20日	基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1①システムの名称	予防接種台帳管理システム	健康管理システム	事前	
令和7年1月20日	基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2②システムの機能	<p>(省略)</p> <p>3 情報提供機能</p> <p>各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>3 情報提供機能</p> <p>各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>(省略)</p>	事前	
令和7年1月20日	基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6①システムの名称	右記を追記	Public Medical Hub (PMH)	事前	

<p>令和7年1月20日</p>	<p>基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 6 ②システムの機能</p>	<p>右記を追記</p>	<p>①雛形の登録 予診票項目、通知文言等のひな形をPublic Medical Hub (PMH) へ登録する。 ②情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 本市区町村で管理している個人番号、対象者情報、予診票情報及び接種記録をPublic Medical Hub (PMH) に登録し、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH-IDを自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。 ③情報連携機能（マイナポータル） ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH) 初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH) に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 予防接種の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH) は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく接種記録・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして予診票の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH) はPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく予診票情報を登録する。 ④情報連携機能（医療機関用アプリ） ・識別子の格納機能 医療機関用アプリはマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由でPublic Medical Hub (PMH) に接続する。医療機関用アプリからのPublic Medical Hub (PMH) 初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH) に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 医療機関用アプリは、マイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由で、Public Medical Hub (PMH) へPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH) は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく予診票情報を医療機関用アプリに提供する。また、医療機関が接種記録の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH) はPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく接種記録を登録する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年1月20日</p>	<p>基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 6 ③他のシステムとの接続</p>	<p>右記を追記</p>	<p>[○]その他（健康管理システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー）</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年1月20日</p>	<p>基本情報 5. 個人番号の利用法令上の根拠</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表第1の10の項及び93の2の項（省略）</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表の14の項及び126の項（省略）</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年1月20日</p>	<p>基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠</p>	<p><情報照会> ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、16の3項、17項、18項、19項及び115の2項 <情報提供> ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、16の3項及び115の2項</p>	<p><情報照会> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、26項、27項、28項、29項及び153項 <情報提供> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項、26項及び153項</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年1月20日</p>	<p>(別添1) 事務内容</p>	<p>図及び備考欄を削除し、右記を追記</p>	<p>別紙「予防接種事務の概要 全体図」「予防接種事務(PMH)の概要 全体図」参照</p>	<p>事前</p>	

令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報④記録される項目 主な記録項目	(省略) [O]その他 (予防接種記録)	(省略) [O]その他 (予防接種記録情報)	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報④記録される項目 その妥当性	○識別情報 ・個人番号：対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・その他識別情報：接種を受けた者を正確に特定し、接種記録の管理を適正に行うために必要 ○連絡先等情報 ・4情報：予防接種法に基づく対象者であることを確認するために必要 ・その他住民票関係情報：予防接種の実費に係る負担の有無を決定するために保有 ○実務関係情報 ・地方税関係情報：予防接種の実費に係る負担の有無を決定するために保有 ・予防接種記録：接種記録の管理を行うために保有	○識別情報 ・個人番号：対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・その他識別情報：接種を受けた者を正確に特定し、接種記録の管理を適正に行うために必要 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務> PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 予防接種番号…PMH内で予防接種の種類を区別するために必要となる。 ○連絡先等情報 ・4情報：予防接種法に基づく対象者であることを確認するために必要 ・その他住民票関係情報：予防接種の実費に係る負担の有無を決定するために保有 ○実務関係情報 ・地方税関係情報：予防接種の実費に係る負担の有無を決定するために保有 ・予防接種記録情報：予防接種事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、PMHが、外部と情報連携するために必要となる。	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用① 入手元	(省略) []民間事業者 () (省略)	(省略) [O]民間事業者 (医療機関、支払基金) (省略)	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用② 入手方法	(省略) [O]その他 (ワクチン接種記録システム (VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	(省略) [O]その他 (ワクチン接種記録システム (VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))、医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル)	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用③ 入手の時期・頻度	右記を追記	<Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務> ・PMH-IDの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバーから特定個人情報を入手する。 ・本市区町村がPMHに登録した予診票のひな形に対して、住民がマイナポータル等を介して接種前に予診票情報を入力することにより個人情報を入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。 ・接種時に、従来の紙の予診票に代えて、医療機関のタブレットに搭載された医療機関用アプリを用いて、住民がマイナナンバーカードで認証して同意することにより、医療機関が入力した予診票情報、接種記録を個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。	事前	

<p>令和7年1月20日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用④ 入手に係る妥当性</p>	<p>右記を追記</p>	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務> (PMH-ID採番処理依頼時に入手される特定個人情報) ・外部との情報連携のため、PMH-IDの採番処理依頼時に医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。 (その他：個人情報として入手し、事務・システムにおいて個人番号と結び付き特定個人情報となる情報) 入手にあたって、既存事務と同様に予診票の事前入力する事項については、本人又は本人の代理人から情報を入手し、予診票の医師記入欄及び接種記録については、予防接種を実施する医療機関から入手する必要がある。 ・予診票の事前入力のオンライン化により、住民の利便性の向上が図られる。マイナポータルではマイナンバーカードによる認証（本人確認）の後、本人又は本人の代理人の同意に基づいて入力され、入力した情報は、接種を受託する医療機関で確認され、接種の可否を判断する。 ・医療機関では、タブレットに搭載された医療機関用アプリを用いた予診票の確認・接種記録のオンライン化により住民及び医療機関での利便性の向上及び、情報の入手期間が短縮されることにより行政事務の効率化が図られる。医療機関での本人確認後、医療機関用アプリを用いて本人又は本人の代理人がマイナンバーカードで認証して同意することにより、予診票情報を確認して予診・問診を行い、接種後に接種記録の入力を行う。</p>	<p>事前</p>	
	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用⑤ 本人への明示</p>	<p>右記を追記</p>	<p>・マイナポータル及び医療機関用アプリでは、本人又は本人の代理人が画面に表示された利用目的を確認して、同意することにより入手する。</p>	<p>事前</p>	

<p>令和7年1月20日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用⑧ 使用方法</p>	<p>①対象者の資格管理 住民票関係情報、地方税関係情報、本人等の申請内容等を予防接種台帳管理システムに登録し、登録された情報を基に予防接種法に基づく予防接種の対象者及び予防接種費用の実費の有無を確認する。</p> <p>②接種記録の管理・保管 予防接種台帳管理システムに接種記録を登録し、接種記録の管理及び保管を行う。</p> <p>③予防接種費用の実費徴収に関する事務 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報等の予防接種台帳管理システムに登録された情報を基に、予防接種費用の実費に係る免除対象者の確認及び確認結果の通知を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub (PMH) は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH) が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub (PMH) に応答する。なお、採番処理時には、Public Medical Hub (PMH) が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金が医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(当該機能は、R6年度中に実装予定) ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH) で共有されることでPublic Medical Hub (PMH) からマイナポータルへの通知、マイナポータルや医療機関用アプリ(マイナポータル経由)からPublic Medical Hub (PMH) の予診票情報及び接種記録の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。</p>	<p>①対象者の資格管理 住民票関係情報、地方税関係情報、本人等の申請内容等を健康管理システムに登録し、登録された情報を基に予防接種法に基づく予防接種の対象者及び予防接種費用の実費の有無を確認する。</p> <p>②接種記録の管理・保管 健康管理システムに接種記録を登録し、接種記録の管理及び保管を行う。</p> <p>③予防接種費用の実費徴収に関する事務 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報等の健康管理システムに登録された情報を基に、予防接種費用の実費に係る免除対象者の確認及び確認結果の通知を行う。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub (PMH) は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH) が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub (PMH) に応答する。なお、採番処理時には、Public Medical Hub (PMH) が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金が医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(当該機能は、R6年度中に実装予定) ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH) で共有されることでPublic Medical Hub (PMH) からマイナポータルへの通知、マイナポータルや医療機関用アプリ(マイナポータル経由)からPublic Medical Hub (PMH) の予診票情報及び接種記録の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。</p>	<p>事前</p>	
------------------	---	---	--	-----------	--

令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用⑧ 使用方法 情報の突合	右記を追記	<Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務> ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH) が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(当該機能は、R6年度中に実装予定)	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(省略) (2) 件	(省略) (3) 件	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	予防接種台帳管理システムの運用・保守	健康管理システムの運用・保守	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	予防接種台帳管理システムの安定的な稼働のため、専門的な知識を有し、かつ開発元でもある民間業者であるため	健康管理システムの安定的な稼働のため、専門的な知識を有し、かつ開発元でもある民間業者であるため	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	右記を追記	Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱い	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3①委託内容	右記を追記	Public Medical Hub (PMH) の利用・情報連携業務及び運用保守業務	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	右記を追記	特定個人情報ファイルの一部	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	右記を追記	100万人以上1,000万人未満	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	右記を追記	予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	右記を追記	Public Medical Hub (PMH) は国(デジタル庁)が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMH-IDの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。 ただし、PMHに格納された特定個人情報は、自動処理により再委託先に情報連携されるため、国(デジタル庁)は特定個人情報にアクセスすることはない。	事前	

令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3③委託先における取扱者数	右記を追記	10人以上50人未満	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	右記を追記	[O]その他（ LGWAN又は閉域網回線を用いた提供）	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3④委託先名の確認方法	右記を追記	下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3④委託先名	右記を追記	国（デジタル庁）	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託⑦再委託の有無	右記を追記	再委託する	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託⑧再委託の許諾方法	右記を追記	書面又は電磁的方法による承諾	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託⑨再委託事項	右記を追記	<Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る予防接種事務> 予防接種事務の場合 ・Public Medical Hub（PMH）の運用保守 ・PMH-IDの採番及びPMH-IDを介した医療機関用アプリ・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMH-IDを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 16の2項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25項	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先2①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 16の3項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の26項	事前	
令和7年1月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先3①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 115の2項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の153項	事前	

<p>令和7年1月20日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去① 保管場所</p>	<p><予防接種台帳管理システムにおける措置> ①予防接種台帳管理システムは、入退室管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証（権限のある者のみ登録）を必要とする部屋に設置した施設したラック内にサーバを設置し、保管している。 ②サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・L G W A N 接続端末に一時的に記録した電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証（アクセス権限のある者のみ登録）を必要とする場所に設置しているサーバに保管する。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・L G W A N 接続端末に一時的に記録した電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証（アクセス権限のある者のみ登録）を必要とする場所に設置しているサーバに保管する。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 <ガジェットクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務> Public Medical Hub (PMH) は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国（デジタル庁）や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	<p>事前</p>	<p>1</p>
------------------	---	---	--	-----------	----------

<p>令和7年1月20日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去① 消去方法</p>	<p><予防接種台帳管理システムにおける措置> ①保管期間を経過後、予防接種台帳管理システムの保守・運用を行う事業者において、特定個人情報を順次消去する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、予防接種台帳管理システムに係る保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 (省略)</p>	<p><健康管理システムにおける措置> 保管期間を経過後、健康管理システムの保守・運用を行う事業者において、特定個人情報を順次消去する。 (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務> ・本市区町村の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH) を用いて消去することができる。 ・本市区町村の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。</p>	<p>事前</p>	<p>1</p>
	<p>(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p>一覧表を削除し、右記を追記</p>	<p>(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目を参照</p>	<p>事前</p>	

<p>令和7年1月20日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>・窓口や郵送における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申請内容等と予防接種台帳管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。 ・予防接種台帳管理システムでは、予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者の情報を管理するため、それ以外の者の情報は入手することはできない。</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>・転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>・転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>・窓口や郵送における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。 ・健康管理システムでは、予防接種の対象者及び当該者と同一の世帯に属する者の情報を管理するため、それ以外の者の情報は入手することはできない。</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>・転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>・転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH) が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことで対象者以外の情報の入手を防止する。(当該機能は、R6年度中に実装予定) ・医療機関の受付窓口で本人確認の後、医療機関用アプリでマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携され、医療機関用アプリでの入力は、診察室内で更に本人確認を行うことで本人の情報のみがPublic Medical Hub (PMH) へ連携される。 ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH) に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p>	<p>事前</p>
------------------	---	--	--	-----------

<p>令和7年1月20日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>・申請書類等本人等を通じて入手する場合は、説明書等を用いて利用目的を本人に明示する。 ・予防接種台帳管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 また、認証後は、利用者権限を設定することによって、入手可能な情報に制限をかける。 ・アクセスログを取得し、定期的に確認を行う。</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手续を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。</p>	<p>・申請書類等本人等を通じて入手する場合は、説明書等を用いて利用目的を本人に明示する。 ・健康管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 また、認証後は、利用者権限を設定することによって、入手可能な情報に制限をかける。 ・アクセスログを取得し、定期的に確認を行う。</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手续を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。</p> <p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH) へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMH-IDと個人番号) のみが返却されるようシステム的に制御している。 ・Public Medical Hub (PMH) のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年1月20日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>右記を追記</p>	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH) へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMH-IDと個人番号) のみが返却されるようシステム的に制御している。 ・Public Medical Hub (PMH) のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>	<p>事前</p>	

令和7年1月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	右記を追記	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH) が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。 	事前	
令和7年1月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	右記を追記	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH) が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことで正確性を担保する。(当該機能は、R6年度中に実装予定) ※チェック機能は補助的な機能であり、機能実装までの間においても既に既存事務において、個人番号及び基本情報の正確性は、住基システムとの連携等により担保されている。 	事前	
令和7年1月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	右記を追記	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH) と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、暗号化された閉域網で接続される。 ・医療機関や住民からPublic Medical Hub (PMH) への連携は、直接接続ではなく、マイナポータルAPI経由の接続のみが認められ、通信内容は、情報漏洩を防止するために暗号化される。 	事前	
令和7年1月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種台帳管理システムは予防接種事業を行う上で必要な情報のみを保持しており、必要のない情報は記録できないため、紐付けが行われることはない。 ・情報管理責任者により、利用する職員ごとに業務単位で利用者権限を設定することで、アクセスできる情報を制限している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムは予防接種事業を行う上で必要な情報のみを保持しており、必要のない情報は記録できないため、紐付けが行われることはない。 ・情報管理責任者により、利用する職員ごとに業務単位で利用者権限を設定することで、アクセスできる情報を制限している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 <p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH) にアクセスする本市区町村の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH) では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関用アプリや住民からマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub (PMH) に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。 	事前	

	<p>III特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限の無い者（元職員、アクセス 権のない職員等）によって不正に 使用されるリスク ユーザ認証の 管理 具体的な管理方法</p>	<p>・予防接種台帳管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	<p>・健康管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub (PMH) のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub (PMH) へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub (PMH) における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム（各業務システム）からPublic Medical Hub (PMH) への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。</p>	事前	
令和7年1月20日	<p>III特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限の無い者（元職員、アクセス 権のない職員等）によって不正に 使用されるリスク アクセス権限 の発行・失効の管理 具体的な 管理方法</p>	右記を追記	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・Public Medical Hub (PMH) へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。</p>	事前	
令和7年1月20日	<p>III特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限の無い者（元職員、アクセス 権のない職員等）によって不正に 使用されるリスク アクセス権限 の管理 具体的な管理方法</p>	右記を追記	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・Public Medical Hub (PMH) へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。</p>	事前	

<p>令和7年1月20日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限の無い者(元職員、アクセス権のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法</p>	<p>・予防接種台帳管理システムへのログイン記録、予防接種台帳管理システムの操作記録、特定個人情報を取り扱った記録(操作日、操作時間、取扱者)等のログ情報を残し、不正な操作がないことについて定期的に確認を行う。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p>・健康管理システムへのログイン記録、健康管理システムの操作記録、特定個人情報を取り扱った記録(操作日、操作時間、取扱者)等のログ情報を残し、不正な操作がないことについて定期的に確認を行う。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年1月20日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>右記を追記</p>	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。本市区町村は、当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年1月20日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>右記を追記</p>	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルをPublic Medical Hub (PMH)へ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・本市区町村の既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年1月20日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認</p>	<p>右記を追記</p>	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを国(デジタル庁)に委託することとする。特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、委託先となる国(デジタル庁)の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年1月20日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法</p>	<p>右記を追記</p>	<p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・本市区町村がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 ※特定個人情報に係るアクセス権限は、再委託先(PMH-ID採番や運用保守)のみに付与される。</p>	<p>事前</p>	

令和7年1月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの 委託 特定個人情報ファイルの取 扱いの記録 具体的な方法	右記を追記	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報の取り扱いのログを保存し、提供を求めることができる。 ※再委託先 (PMH-ID採番や運用保守) に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。 	事前	
令和7年1月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの 委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他社への提供に関する ルールの内容及びルール遵守の確 認方法	右記を追記	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先 (再委託も含む。) から他者への提供は行わない。 ・ 本市区町村は委託契約に基づき、委託先 (再委託先も含む。) から他者への提供が行われていないことを確認できる。 	事前	
令和7年1月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの 委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関する ルールの内容及びルール遵守の確 認方法	右記を追記	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・ 本市区町村は委託契約に基づき、委託先 (再委託先も含む。) から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。 	事前	
令和7年1月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの 委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確 認方法	右記を追記	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 ・ 特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・ 委託契約書に基づき、消去について、本市区町村は報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。 	事前	
令和7年1月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの 委託 委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	右記を追記	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等編) を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密保持義務 ・ 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・ 特定個人情報の目的外利用の禁止 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 再委託における条件 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・ 委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・ 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・ 従業者に対する監督・教育 ・ 契約内容の遵守状況についての報告 ・ 実地の監査、調査等に関する事項 	事前	
令和7年1月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの 委託 再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	右記を追記	<p><Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・ 委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検 (年1回程度又は随時) を実施する。 ・ 点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・ 点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・ 点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。 	事前	

令和7年1月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	右記を追記	<Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH) が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(当該機能は、R6年度中に実装予定) ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。	事前	
令和7年1月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 (省略) (*2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (省略)	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。 (省略) (*2) 番号法第19条第8号に基づき主務省令第2条の表及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (省略)	事前	
令和7年1月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(省略) ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 (省略)	(省略) ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。 (省略)	事前	
令和7年1月20日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(省略) ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (省略)	(省略) ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。 (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (省略)	事前	

<p>令和7年1月20日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6、情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。 (省略)</p>	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信及び特定個人情報の提供を実施するよう設計されているため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止している。 (省略)</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年1月20日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6、情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><システム連携基盤における措置> システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (省略) ②情報提供データベース管理機能(*)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (省略)</p>	<p><システム連携基盤における措置> システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信及び特定個人情報の提供を実施するよう設計されているため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (省略) ②情報提供データベース管理機能(*)による、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (省略)</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年1月20日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6、情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 ②システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 (省略)</p>	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止している。 ②システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信及び特定個人情報の入手・提供を実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。 (省略)</p>	<p>事前</p>	

<p>令和7年1月20日</p>	<p>III 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク 1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑤物理的対策 具体的な対策の内容</p>	<p><予防接種台帳管理システムにおける措置> ①予防接種台帳管理システムは、入退室管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証（権限のある者のみ登録）を必要とする部屋に設置した施錠したラック内にサーバを設置し、保管している。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。</p> <p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を講じている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を講じている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAPP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p><Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> Public Medical Hub（PMH）は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAPP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を講じている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	<p>事前</p>	
------------------	---	--	---	-----------	--

<p>令和7年1月20日</p>	<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リス ク1：特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスク⑥技術的対策 具 体的な対策の内容</p>	<p><予防接種台帳管理システムにおける措置> ①予防接種台帳管理システムでは、F/Wや通信の 暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っ ている。 ②予防接種台帳管理システムのサーバには、新種の 不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフト を導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③予防接種台帳管理システムで利用する端末には、 新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対 策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行 う。</p> <p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤では、F/Wや通信の暗号化に より、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤では、新種の不正プログラムに 対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パ ターンファイルの更新を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コン ピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネット ワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を 導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行 うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス 対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行 う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必 要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する 場合の措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア 等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な 更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出 を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との 間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うこと で、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないよう にしている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報 の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等 の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠 した開発・運用がされており、情報セキュリティの 国際規格を取得しているクラウドサービスを利用し ているため、特定個人情報の適切な取扱いに関する ガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管 する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットから アクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスで きないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、 外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの 通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及 び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子 交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこ ととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行う ことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応を している。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コン ピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネット ワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を 導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行 うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス 対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行 う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必 要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><住民がマイナポータルからオンラインで申請する 場合の措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等 の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更 新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を 行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との 間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うこと で、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないよう にしている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報 の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等 の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠 した開発・運用がされており、情報セキュリティの 国際規格を取得しているクラウドサービスを利用し ているため、特定個人情報の適切な取扱いに関する ガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管 する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットから アクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスで きないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、 外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの 通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及 び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子 交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこ ととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行う ことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応を している。</p>	<p>事前</p>	
------------------	--	---	--	-----------	--

令和7年1月20日	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事前	
令和7年1月20日	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	右記を追記	別紙（個人情報に関する重大事故について）を参照	事前	
令和7年1月20日	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	右記を追記	別紙（個人情報に関する重大事故について）を参照	事前	
令和7年1月20日	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	右記を追記	<Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	事前	
令和7年1月20日	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・保管期間を経過後、予防接種台帳管理システムの保守・運用を行う事業者において、特定個人情報を順次消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、予防接種台帳管理システムに係る保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・帳票については、本市の規定に基づき、保管・管理を適切に行い、廃棄時にはシュレッダー等による裁断又は焼却処理を行う。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	・保管期間を経過後、健康管理システムの保守・運用を行う事業者において、特定個人情報を順次消去する。 ・帳票については、本市の規定に基づき、保管・管理を適切に行い、廃棄時にはシュレッダー等による裁断又は焼却処理を行う。 <住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和7年1月20日	IVその他のリスク対策1. 監査①自己点検 具体的なチェック方法	右記を追記	<Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。	事前	

<p>令和7年1月20日</p>	<p>IVその他のリスク対策1. 監査② 監査 具体的な内容</p>	<p><内部監査> ・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者（CIO）の責任において定期的に監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局長（情報セキュリティ責任者）に通知し、改善のための措置を検討・実施する。 <外部監査> ・情報統括監理者（CIO）の責任において情報セキュリティ監査人（専門的技術を持った法人）に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局長（情報セキュリティ責任者）に通知し、改善のための措置を検討・実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><外部監査> ・情報統括監理者（CIO）の責任において情報セキュリティ監査人（専門的技術を持った法人）に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施する。 ・監査の結果については、事務を所管する局長（情報セキュリティ責任者）に通知し、改善のための措置を検討・実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p><Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年1月20日</p>	<p>IVその他のリスク対策2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p>右記を追記</p>	<p><Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。</p>	<p>事前</p>	

<p>令和7年1月20日</p>	<p>IVその他のリスク対策3、その他のリスク対策</p>	<p>右記を追記</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p><Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p>事前</p>	
------------------	-------------------------------	--------------	---	-----------	--